

MIC Ministry of Internal Affair

平成18年3月31日

洪水発生時の円滑かつ迅速な避難の確保のために

洪水等ハザードマップの作成の推進等に関する 行政評価・監視結果

〈行政評価・監視結果に基づいて改善通知〉

「行政評価・監視」は、中国四国管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主に合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、洪水ハザードマップを作成していない市町村や、作成していても記載内容に不適切な点があり災害時の住民の避難に混乱を招きかねないものがみられることを踏まえ、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保、的確な情報提供の推進を図るため、広島県、岡山県、山口県の3県における洪水ハザードマップの作成に関する国(中国地方整備局)の支援状況等の調査を行ったものです。

この調査結果に基づき、平成18年3月31日、中国地方整備局に対して改善意見を通知しました。

〈本件照会先〉

中国四国管区行政評価局

第二部第3評価監視官室

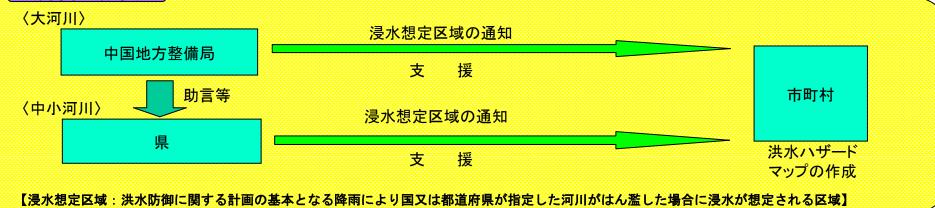
(担当) 日比野均 陶山正志 河野健次郎

(電話) 082-228-6386

背 景

- 洪水ハザードマップを作成していない市町村や、作成していても記載内容に不適切な点があり災害時の住民の避難に 混乱を招きかねない市町村
- 〇 平成16年9月の台風18号や平成17年9月の台風14号では、大雨により中国地方山陽側で水害が発生し、一部で住民 の避難に混乱

制度の概要



行政評価・監視の実施

調査

- 災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保等を目的として、中国 5 県のうち広島県、岡山県、 山口県における洪水マップの作成に関する国の支援状況等を調査
- 〇 調査項目
 - (1) 洪水ハザードマップの作成の推進
 - (2) 洪水ハザードマップの記載内容の適切化
 - (3) 洪水ハザードマップの住民への速やかな普及
 - (4) 洪水ハザードマップの作成等の支援体制の強化
- 〇 調査実施期間 平成17年12月~18年3月
- 〇 調査担当部局
 - 中国四国管区行政評価局、岡山行政評価事務所、山口行政評価事務所
- 平成18年3月31日、中国四国管区行政評価局から中国地方整備局に対して改善意見を通知

改善通知

中国地方整備局

通知事項① 洪水ハザードマップの作成の推進(結果報告書P2)

制 度

〇 水防法 (昭和24年法律第193号)

浸水想定区域を含む市町村には、市町村防災計画で定められた洪水予報の伝達方法や避難場所等の事項を記載した洪水マップの作成・配布等の義務

調査結果

洪水マップの作成が義務付けられている26市町のうち

- ① 洪水マップが全く作成されていないもの(6市町(23.1%))
- ② 洪水マップが市町の浸水想定区域の一部について作成されていないもの(4市町(15.4%))

アンケート調査 結果

「洪水ハザードマップというものをご存知ですか」との質問に対して、「知っている」と回答した人は、アンケート回答者全体の2,173人中890人(41.0%) 【参考資料P10参照】



通知事項

災害発生時の円滑かつ迅速な避難を確保できるよう、洪水マップ作成の一層の推進を図るため、

洪水マップ作成義務のある市町村について、洪水マップ作成の現状を把握するとともに、完成されていない市町村において早急に作成されるよう、関係県及び市町村に対して一層の支援を行うこと。

通知事項② 洪水ハザードマップの記載内容の適切化 (結果報告書P7)

制 度

〇 水防法

①洪水予報等の伝達方法、②円滑・迅速な避難に必要な事項(避難場所等)、③特に防災上の配慮を要する 人が利用する施設(高齢者福祉施設等)、④土砂災害防止に必要な事項

〇 洪水ハザードマップ作成の手引き

①基図の縮尺、②浸水想定区域と被害の形態、③避難場所、④避難時危険箇所、⑤洪水予報等、避難情報の 伝達方法、⑥気象情報のありか等

調査結果

洪水マップを作成している20市町のうち

【参考資料P1~P9参照】

- ① 洪水マップの縮尺が小さく、浸水範囲、浸水深が判別しにくいもの(3市町)
- …… (事例 1 参照)

- ② 避難場所の記載内容が適切でないもの
 - i 想定浸水深に達したときに水没するおそれがある建物を避難場所として記載 (15市町)

……(事例2参照)

ii 土砂災害警戒区域内等にある建物を避難場所として記載(15市町)

……(事例3参照)

iii 避難場所の所在地又は電話番号の記載がない(3市)

- ……(事例4参照)
- ③ 洪水予報や水位情報、避難情報(避難勧告、避難指示等)の住民への伝達方法が記載されていないもの(8市町)
- ④ 浸水範囲、浸水深が浸水想定区域図と異なっているもの(4市町)

……(事例5参照)

⑤ 住民の避難の際に危険が想定される箇所があるが、これらが記載されていないもの(6市町)

……(事例6参照)

⑥ 同じ市町内より近隣市町村の避難場所に避難させることが有効な場合など、広域的な洪水マップの作成の検討が望ましいもの(2市)

……(事例7参照)

【推奨事例】

想定浸水深から避難場所として適さない建物は記載せず、また適する建物はその 有効階数を表示しているもの

……(事例8参照)

アンケート調査 結果

「洪水ハザードマップを実際に見たことがある」と回答した353人中、洪水ハザードマップは「分かりにくかった」と回答した人は93人(26.3%) 【参考資料 P 10参照】



通知事項

洪水時の浸水情報や避難に関する情報を住民により分かりやすく提供できるような洪水マップの市町村による作成の推進を図るため、

洪水マップ作成義務のある市町村について、洪水マップの記載項目の状況を把握し、具体的な作成方法や記載項目を徹底するとともに、適切で分かりやすい洪水マップが作成されるよう、関係県及び市町村に対して一層の支援を行うこと。

通知事項③ 洪水ハザードマップの住民への速やかな普及 (結果報告書P14)

制 度

〇 水防法施行規則

- 洪水マップは、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること
- ・ 洪水マップに表示した事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を 受けることができる状態に置くこと

調査結果

洪水マップを作成している20市町のうち

- 洪水マップを各世帯に配布していないもの(4市町(20.0%))
- 転入者に対して、洪水マップの配布場所や掲示場所を広報していないもの(15市町(75.0%))
- O インターネットの利用による洪水マップの公開を行っていない等、住民が洪水マップの提供を受けることができる状態が確立されていないもの(17市町(85.0%))

アンケート調査 結果 「洪水ハザードマップを実際に見たことがある」と回答した人は、洪水マップを各世帯に配布していない市では606人中151人(24.9%)であったのに対し、配布している市では479人中202人(42.2%)【参考資料 P11参照】



通知事項

洪水マップの住民への速やかな普及を図るため、

洪水マップ作成義務のある市町村について、洪水マップの配布、公開の状況を把握するとともに、各世帯への確実な配布及び住民が提供を受けることができる状態の確立により、洪水マップの住民への速やかな普及が可能となるよう、関係県及び市町村に対して一層の支援を行うこと。

通知事項④ 洪水ハザードマップの作成等の支援体制の強化(結果報告書P18)

制 度

国土交通省は、災害対策を抜本的に改善していくため、平成16年12月、豪雨災害対策について時限や数値[`]目標を設けた「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を策定

これを踏まえ、中国地方整備局は、県及び関係市町村への支援体制を強化するため、平成17年4月、災害情報協議会を管内の10河川事務所等に設置し、災害関連情報の共有化と市町村の洪水マップ作成に関する一体的な取組を推進

調査結果

- 〇 3県内の5河川事務所等での設置、活動状況
 - ① 災害情報協議会を設置・開催、既に作成された洪水マップの点検や洪水マップの普及方策等について協議

(福山河川国道事務所、岡山河川事務所(旭川水系))

- ② 災害情報協議会を設置・開催していない (太田川河川事務所、三次河川国道事務所、岡山河川事務所(吉井川水系、高梁川水系)、山口河川 国道事務所)
- 一方、市町村における洪水マップ作成は、前述のとおり、十分でないものがみられ、国による一層の支援が求められる。

通知事項

中国地方整備局は、管内河川事務所等において災害情報協議会を設置・開催し、災害関連情報の共有化と市町村の洪水マップ作成に関する一体的な取組を促す必要がある。

参考資料

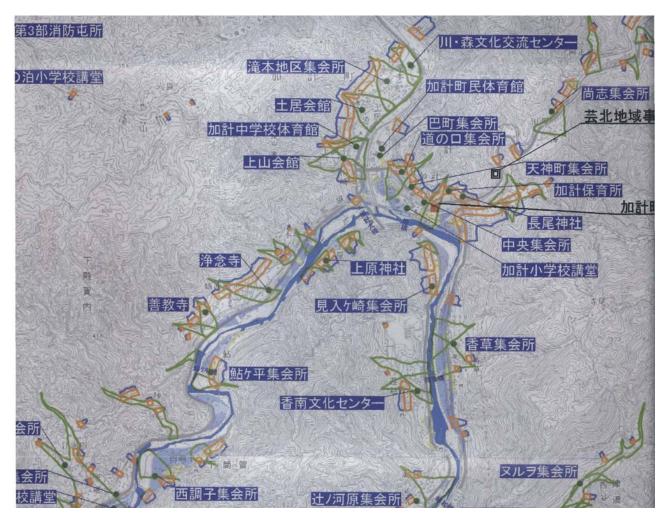
洪水等ハザードマップの作成の推進等に関する行政評価・監視

平成18年3月31日中国四国管区行政評価局

I マップの記載内容の調査結果

事例1:マップの縮尺が小さく、浸水範囲、浸水深が判別しにくい

(広島県 安芸太田町のマップ(実物大)の一部)

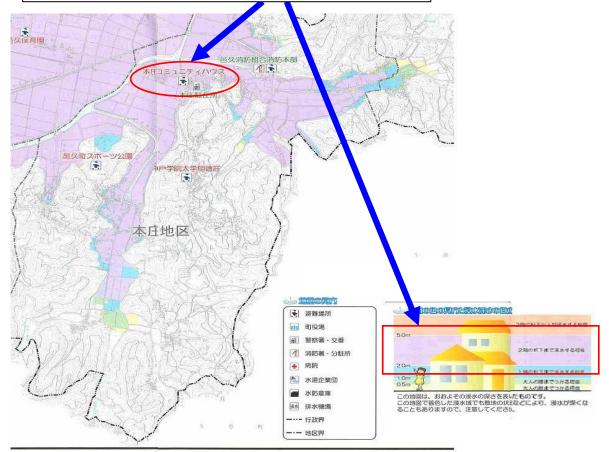




事例2:想定される浸水深に達したときに水没するおそれがある建物を避難場所として記載

(岡山県 瀬戸内市(旧邑久町)の例)

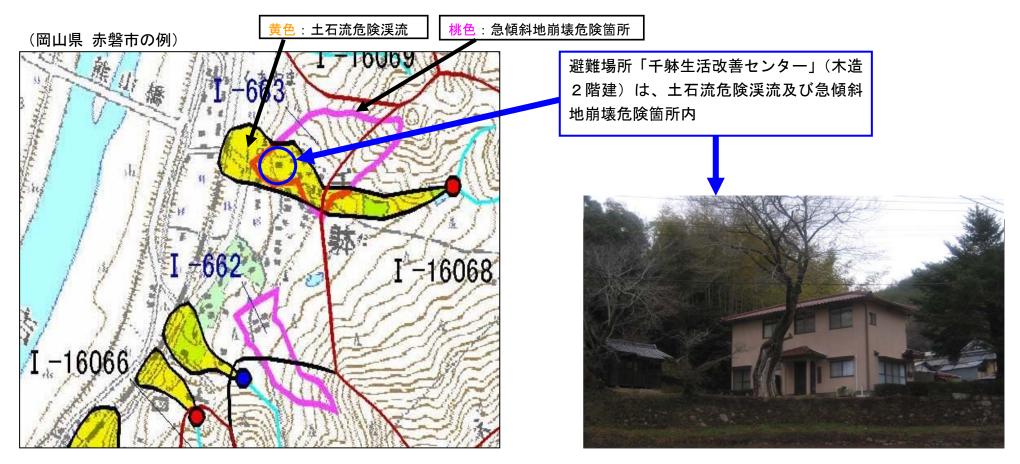
避難場所「本庄コミュニティハウス」は想定浸水深が 2~5m



避難場所「本庄コミュニティハウス」は平 屋建て



事例3:土砂災害警戒区域内等にある建物を避難場所として記載



土 砂 災 害 警 戒 区 域 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第6条に基づき、土石流、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の基準に該当するとして都道府県知事が指定した区域

土 石 流 危 険 渓 流: 土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家(公共施設等を含む)に被害を生ずるおそれがある渓流

急傾斜地崩壊危険筒所: 傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が5戸以上(公

共施設等を含む)ある箇所

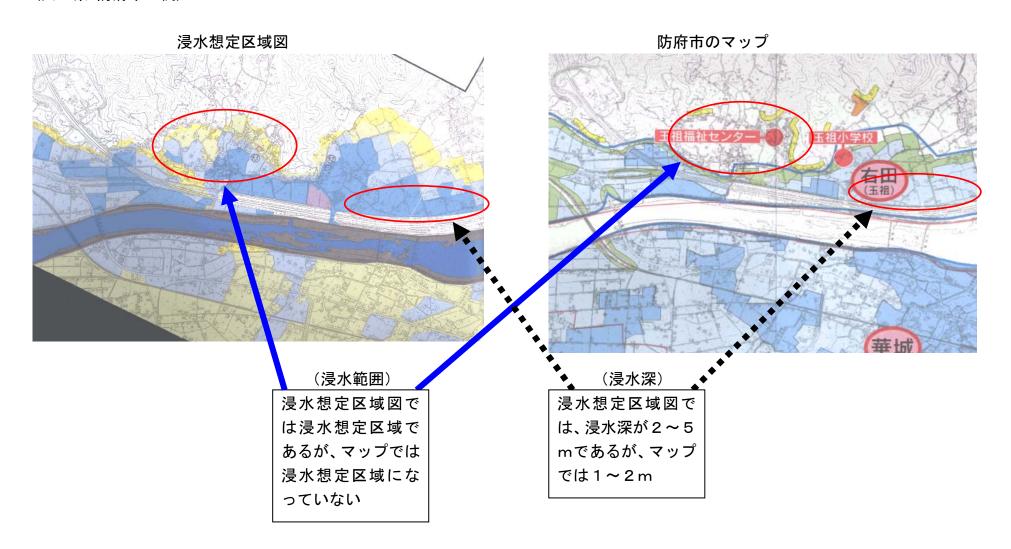
事例4:避難場所の所在地又は電話番号が記載されていない

(山口県 防府市の例)

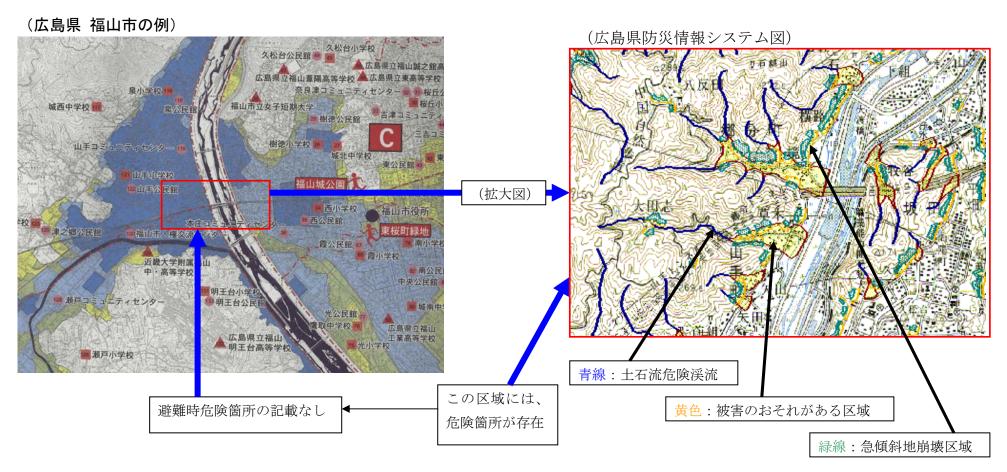


事例5:浸水範囲、浸水深が浸水想定区域図と異なっている

(山口県 防府市の例)



事例6:住民の避難の際に危険が想定される箇所があるが、これらが記載されていない



(次ページの図参照)

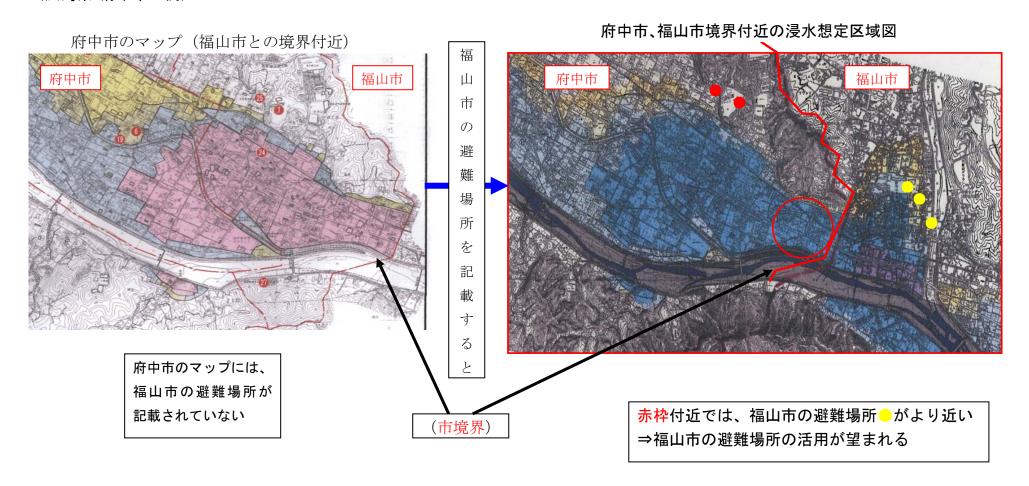
参考(事例6関連):避難時危険箇所の記載がある

(広島県 安芸太田町の例)



事例7:近隣市町村の避難場所に避難させることが有効な場合など、広域的なマップの作成の検討が望ましい

(広島県 府中市の例)

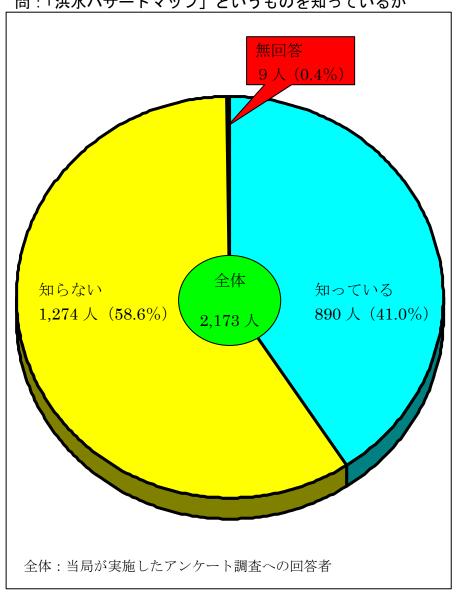


事例8(推奨事例):想定浸水深から避難場所として適さない建物は記載せず、また適する建物はその有効階数を表示

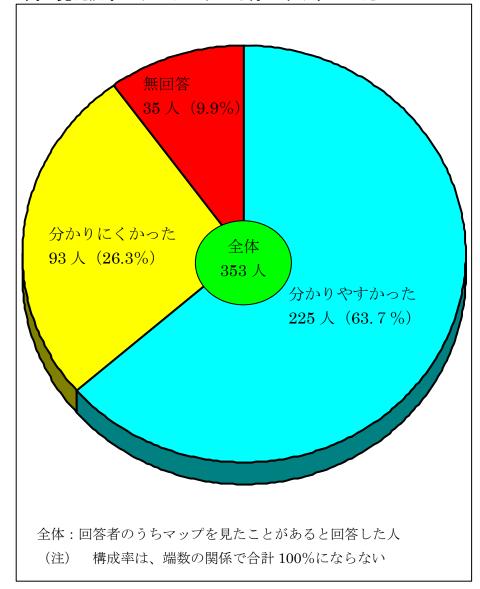
(岡山県 倉敷市の例)	避難場所一覧表					
	地[区名	Nol 3	壁難 所名	住所	電話番号
	倉老松	地区	1 老枚	小学校	老松町4丁目10-1	422-6600
	敷		2 西	学校	日吉町205	422-6030
	倉老松 敷 地		3 老村	幼稚園	老松町4丁目11-29	422-7279
有効階を色分けで表示	区		4市立	工業高等学校	田ノ上716-1	422-4100
	大高	地区	5 大龍	小学校	堀南621	422-0536
			6 葦語	小学校	笹沖145-1	424-1533
			7南中	学校	西富井1387	422-4670
		→	8 大高	功稚園	沖新町96-1	422-3176
		LINE CONT.		动稚園	笹沖23	425-0921
	件州	地区		小学校	水江1594-1	465-4900
	F.4-3017	7. N. G S.	11中島	引擎校	中島909-3	465-9590
			12中洲	幼稚園	水江1594-1	465-1310
				的推園	中島717	465-2811
			14精思	高等学校	八王子町199-3	422-0387
	西阿	知地区	15西师	加小学校	西阿知町西原1003	465-2056
			16倉敷	第一中学校	西阿知町1070	465-2178
		TO MANAGE TO A STATE OF THE STA	17西阿	1 知幼稚園	西阿知町西原1000	465-2029
	水連島	地区	18連島	東小学校	連島町連島2850	444-8027
	島		19連島	南小学校	連島町鶴新田1705	444-7129
	地	連島地区		北小学校	連島西之浦5068	465-5917
	X			東幼稚園	連島町連島2851	444-9999
	V			南幼稚園	連島町鶴新田1705	444-7979
			23連島	中学校	連島中央5丁目6-1	444-5268
				南中学校	連島町鶴新田1310	448-4552
		全館利用で 2階以上か 3階以上か	きる施 利用で	設きる施設		

Ⅱ アンケート調査結果

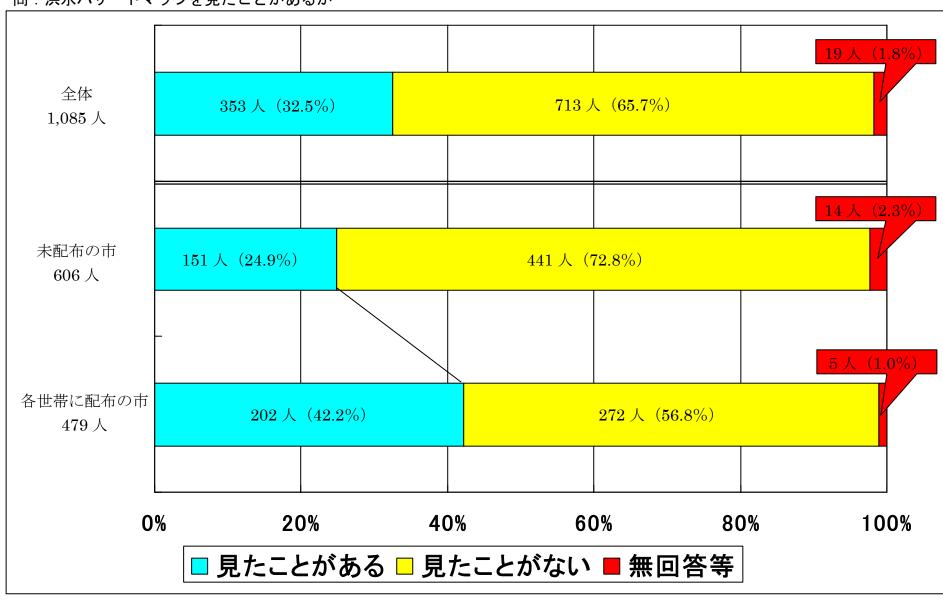
問:「洪水ハザードマップ」というものを知っているか



問:見た洪水ハザードマップは分かりやすかったか



問:洪水ハザードマップを見たことがあるか



全体:回答者のうちマップを作成している市に居住する人